

にいて療養しているぐらいでは治らないから治療に専念してくださいということで、しっかり治してから来てくださいということで9月からまず休職扱いにして、まずちゃんと治してから来てくださいということで、そういう関係で今までずっと臨時職員の募集の方を待ってもらってあったんですけれども、そういうことであればちょっと今しっかり治るまでどのぐらいかかるか分からないために、まず今回臨時職員を募集してそれに対応していきたいと、そういうことで、いずれ我々もちょっと毎日ついているわけでもありませんので、医者や診断書に頼るしかないところあるわけですが、いずれ今回の場合は当初が内の方の病気であって、今度また今、外の病気というか腰のあれだということで、いずれ内の方は治っていると思うんですけれども、その辺も含めてですねしっかりそのMRIなりCTなり入って、病院に行って、もし入院が必要であれば入院したりしてですね、とにかく完治させてくださいということで今指導していますので、もしメンタル的なものでもし問題あるとすれば、それは当然我々もこの職員だけでなくほかの職員も対象にいろいろやっていますので、その辺は万全を期して対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） 田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 体育館の工事関係についてお答えします。

体育館のプレス関係ですが、当然海岸部の所ですので、これから設計にあたりましては、そういう対策を検討しながら対応していきたいと思っております。

それから、その他のコミセン関係ですが、それについては当然塩害関係に対応した部材を使ってくださいということでお願いして設計をしております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可

決されました。

日程第9、議案第87号、平成25年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第87号、平成25年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に147万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,696万7,000円とするものでございます。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

内容につきましては、5ページをお開きください。

最初に、歳入についてでございます。

10款1項1目療養給付費交付金繰越金1節療養給付費交付金繰越金142万6,000円の追加でございます。これは補正財源でございます。同じくその他繰越金2節その他繰越金4万9,000円の追加でございます。これも前年度繰越金の補正財源でございます。

次に、歳出についてでございます。

次のページをご覧ください。

8款1項1目特定健康診査等事業費19節負担金補助及び交付金4万9,000円の追加でございます。これは委託外医療機関で特定健診を人間ドックにより受診したものに対して特定健康診査部分について助成するための追加でございます。

それから、10款1項3目償還金23節償還金利子及び割引料142万6,000円の追加でございます。これは前年度、平成24年度の退職者医療療養費交付金の事業確定に伴う返還金の追加でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第87号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第88号、平成25年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長(金平公明君) 議案第88号、平成25年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に551万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,135万8,000円とするものでございます。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については、5ページをお開きください。

最初に、歳入についてでございます。

8款1項1目繰越金1節繰越金551万8,000円の追加でございます。これは前年度繰越金の補正財源でございます。

歳出について、次のページをお開きください。

6款1項3目償還金23節償還金利子及び割引料551万8,000円の追加でございます。これは平成24年度の事業確定に伴う返還金の追加でございます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長(須藤正人君) これより議案第88号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第89号、平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村博君) 議案第89号、平成25年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に62万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億4,430万円とするものでございます。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については5ページをお開きください。

歳入でございます。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金62万9,000円でございます。

6ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款2項1目八森地区施設管理費11節需用費61万3,000円、電気料の補正でございます。それから、2目峰浜地区施設管理費11節需用費1万6,000円、これについても電気料の補正でございます。

7ページをご覧ください。

2款1項1目八森地区施設改良費15節工事請負費103万8,000円の減額です。内容は、観海地区浄水場等建築工事2,274万8,000円からの減額です。観海地区取水施設築造工事2,171万円の補正でございます。17節公有財産購入費103万8,000円で、用地取得費の補正でございます。内容としましては、継続費の予算でございます。河川管理者の県と協議が整いまして、取水施設の方、冬場を実施する工事の項目が増えております。それで渇水期に河川工事を行うため、平成25年度の工事費の調整を図っております。また、用地取得費につきましては、同じく県との協議が整いまして、農地面積の確定による補正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第89号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第89号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第90号、平成25年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第90号、平成25年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に76万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億6,158万8,000円とするものでございます。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については、5ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金1節前年度繰越金76万4,000円でございます。

6ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款2項1目八森処理区施設管理費11節需用費12万2,000円、これは電気料金の補正でございます。2目沢目処理区施設管理費11節需用費64万2,000円、これについても電気料金の補正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第90号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第91号、平成25年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第91号、平成25年度八峰町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に53万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6,793万円とするものでございます。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については、5ページをご覧ください。

歳入でございます。

5款1項1目繰越金1節前年度繰越金53万2,000円でございます。

6ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款2項1目石川地区施設管理費11節需用費の4万1,000円、これは電気料金値上げに伴うものでございます。3目埜地区施設管理費11節需用費の修繕料で49万1,000円でございます。これにつきましては、埜・横内地内と大信田橋付近のマンホールポンプの2か所が落雷による故障で、水位センサーの交換が必要になりましたので、これに係る修繕料でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第91号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。  
これより議案第91号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第92号、平成25年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第92号、平成25年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に8万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6,637万7,000円とするものでございます。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤和夫

内容については、5ページをご覧ください。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金1節前年度繰越金8万7,000円でございます。

6ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款2項1目岩館地区施設管理費11節需用費8万7,000円。これも電気料金の補正でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第92号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第93号、平成25年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第93号、平成25年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）をご説明します。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に2万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ317万7,000円とするものでございます。

平成25年9月11日提出

八峰町長 加藤 和夫

内容につきましては、5ページをご覧ください。

歳入でございます。

6款1項1目繰越金1節前年度繰越金2万1,000円でございます。

6ページをご覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費9節旅費1万7,000円、11節需用費4,000円、食糧費も4,000円でございます。この旅費、需用費につきましては、10月29日・30日に全国環境整備事業共同組合連合会第39回全国大会が秋田市でありまして、市町村担当課長に参加要請が来ております。それに関わる旅費と需用費でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第93号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時8分、再開します。

午後 1時57分 休 憩

午後 2時07分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第16、発議第14号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君） それでは、お手元の発議目録の方をご覧ください。

発議第14号

平成25年9月11日

八峰町議会議長 須 藤 正 人 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 八峰町議会議員 | 佐 藤 克 實 |
| 賛成者 | 同 上     | 門 脇 直 樹 |
| 〃   | 〃       | 皆 川 鉄 也 |
| 〃   | 〃       | 山 本 優 人 |
| 〃   | 〃       | 芦 崎 達 美 |

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由でございます。

平成24年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審議するためござ

います。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

- 議長（須藤正人君）　ただいま朗読のとおり決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君）　異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（須藤正人君）　異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番松岡清悦君、2番見上政子さん、3番柴田正高君、4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君、9番山本優人君、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君、12番鈴木一彦君、13番芦崎達美君、以上13名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休 憩

.....  
午後 2時10分 再 開

- 議長（須藤正人君）　休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第17、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長には4番丸山あつ子さん、副委員長には9番山本優人君が互選されました。

日程第18、議案第94号、平成24年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第95号、平成24年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第96号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第97号、平成24年度八峰町後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第98号、平成24年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第99号、平成24年度八峰町宮簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第100号、平成24年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第101号、平成24年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第102号、平成24年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第103号、平成24年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第104号、平成24年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第29、請願第1号、重度訪問介護支給決定に関する請願書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第30、陳情第7号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書採択に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、陳情7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。お諮りします。陳情第7号について採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第7号は採択することに決定いたしました。

日程第31、発議第15号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長(鈴木久明君) 目録の8ページをご覧ください。

発議第15号

平成25年9月11日

八峰町議会議長 須藤正人様

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 八峰町議会議員 | 佐藤克實 |
| 賛成者 | 同上      | 門脇直樹 |
| 〃   | 〃       | 皆川鉄也 |
| 〃   | 〃       | 山本優人 |
| 〃   | 〃       | 芦崎達美 |

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」  
のための意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由。

「陳情第7号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長(須藤正人君) 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第15号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第32、陳情第8号、経済・雇用対策強化のための地方財源の充実を求める意見書採択に関する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情8号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。お諮りします。陳情第8号について採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は採択することに決定いたしました。

日程第33、発議第16号、経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木久明君） 目録の12ページをご覧ください。

発議第16号

平成25年9月11日

八峰町議会議長 須藤正人様

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 八峰町議会議員 | 佐藤克實 |
| 賛成者 | 同上      | 門脇直樹 |
| 〃   | 〃       | 皆川鉄也 |
| 〃   | 〃       | 山本優人 |
| 〃   | 〃       | 芦崎達美 |

経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書の  
提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。  
提出の理由。

「陳情第8号 経済・雇用対策強化のための地方財政の充実を求める意見書採択に関する陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長（須藤正人君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第16号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第34、陳情第9号、道州制導入に反対する意見書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。お諮りします。陳情第9号について採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は採択することに決定いたしました。

日程第35、発議第17号、道州制導入に反対する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。鈴木議会事務局長。

○議会事務局長(鈴木久明君) 17ページをご覧ください。

発議第17号

平成25年9月11日

八峰町議会議長 須藤正人様

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 八峰町議会議員 | 佐藤克實 |
| 賛成者 | 同上      | 門脇直樹 |
| 〃   | 〃       | 皆川鉄也 |
| 〃   | 〃       | 山本優人 |
| 〃   | 〃       | 芦崎達美 |

道州制導入に反対する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由。

「陳情第9号 道州制導入に反対する意見書について」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

内容につきましては、別紙のとおりでございます。

○議長(須藤正人君) 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第17号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)